

痴漢と冤罪についての一考察 (四)

斎藤信治

はしがき

I 要点概説

〔注、参考文献・略称〕

(以上、一二六卷五・六号)

II 要点各説

第一款 被害の実在性 (1) 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性 (2) 変わり種——背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題——巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性 (3) デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種 (及び警察官「現認」事件)

(以上、一二六卷九・十号)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を!

(以上、一二六卷十一・十二号)

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決

痴漢と冤罪についての一考察 (四) (斎藤)

ア 本判決の中心的な内容

イ 動機に関する問題

ウ 被害者の主張の更なる問題

エ 反対意見の更なる問題性

オ 本件の骨子と重要部分の紹介

i 本件における公訴事実、明らかな事実、および、一・二審の判断

ii 二人の裁判官（堀籠・田原）による一・二審判決支持の有罪意見

iii 二人の裁判官（那須・近藤）による補足意見

iv 多数意見（藤田宙靖・那須・近藤）の結論的骨子とコメント（以上、本号）

2 若干の注目点

3 難しい有罪維持確定事件

IV 各方面へのメッセージ

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決（最判平二二・四・一四）

ア 本判決の中心的な内容

本第三小法廷判決（裁判所のHPで全文閲覧可能。刑集（Ⅱ最高裁判所刑事判例集）六三卷四号三三二では一・二審判決、上告趣意等も添付。）については既に本稿(二)二二〔関連…二二〕（被害者の「しっかり見て確認した」旨の主張はあったが……。

今村核（浜田寿美男編）『供述をめぐる問題』一四一、遠藤邦彦・刑事訴訟法判例百選一〇版一六〇も参照）、本稿(三)一九一（緘

維鑑定・DNA鑑定の関係詳細)でも触れたが、頭越しに網棚に荷物を上げた際の被告人の動きを「被害者」(女子高生)が痛く不快に感じたが、運良く(また、タイミングも実に良く)、その被告人が間もなく自分に痴漢を働いたので捕まえ懲らしめてやった、と主張されたような事案に関するもので、本判決(多数意見)は、「第二当裁判所の判断」中で、「五そこで検討すると、」として、「被告人は、捜査段階から一貫して犯行を否認しており、本件公訴事実を基礎付ける証拠としては、A(被害者)の供述があるのみであつて、物的証拠等の客観的証拠は存しない(被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの下着に由来するものであるかどうかは不明であつた)。被告人は、本件当時六〇歳であつたが、前科、前歴はなく、この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない。したがつて、Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があるのであるが、(一)Aが述べる痴漢被害は、相当に執うかつ強度なものである【斎藤注…一審判決によると、Aは、公判廷および検察官調書の中で、曰く。小田急線の「向ヶ丘遊園を出てから……まず、スカートの上から下腹部、次いで陰部を触られ、次に、スカートの中に手を入れられ、パンティの上から陰部を触られた。登戸に着く少し前に、その手は抜かれたが、同駅を出ると、さらに、パンティの前の部分の上から手を入れられ、成城学園前に着く直前まで、陰部を触られた。……成城学園前駅を出ると、今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを……触られた。……その後、その犯人は、パンティの右のわきから……手を入れ、指で陰部を触り、さらに、その手を抜いて、今度は、パンティの上の方から手を入れ、陰部を触つてきた。」というのだ。なお、起訴は、後半の太字部分に限られている。】にもかかわらず、Aは、車内で積極的な回避行動を執っていないこと、(二)そのことと前記二(二)のAのした被告人に対する積極的な糾弾行為【斎藤注…Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛け

た。……Aは、その場にいた同駅の駅長に対し、被告人を指さし、「この人痴漢です。」と訴えた。」とは必ずしもそぐわないように思われること、また、(三) Aが、成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び被告人のそばに乗車しているのは不自然であること(原判決も「いささか不自然」とは述べている。)^{【齋藤注・迷惑男と感じた被告人を(痴漢と称して)後の駅で突き出すことを考えていたとすれば、傍に乗車していたのは、当然なこととなる。】}などを勘案すると、同駅までにAが受けたという痴漢被害に関する供述の信用性にはなお疑いをいれる余地がある。そうすると、その後Aが受けたという公訴事実⁽¹³⁾記載の痴漢被害に関する供述の信用性についても疑いをいれる余地があることは否定し難いのであって、Aの供述の信用性を全面的に肯定した第一審判決及び原判決の判断は、必要とされる慎重さを欠くものといふべきであり、これを是認することができない。被告人が公訴事実記載の犯行を行ったと断定するについては、なお合理的な疑いが残るといふべきである。」と指摘している。

文献として、名倉事件弁護士団(秋山賢三・荒木伸怡・佐藤善博・今村核)・刑弁五九号七七(多くの有益な指摘)、また、中川孝博・法セミ六五八号四、荒木友雄九七、一〇四【本稿(二二六等で論及している証人テストが、他面では「真実を再確認することにもつながる」という——確かにこれも軽視し難く、可視化すれば良く納得されそうな——積極面のほか、被害者への配慮の必要性もまた強調】参照。その後、木谷・基本三〇のほか、家令一一九、原田國男・ジュリスト一四二四号一二五、外塚果林・山崎優子・高田沙織・福井厚による『法と心理』一七卷一号六二のワークシヨップ記事「ジェンダーバイアスと冤罪バイアス」(ネット上に転載。大勢として結論的に最高裁・多数意見支持。)やこれら掲記の多くの評釈・解説等がある。

イ 動機に関する問題

本件は、自分の頭越しに網棚に荷物を上げる際の被告人の動きを「被害者」が痛く不快に感じ、その腹癒せに、敢えて被告人の傍に居続け、痴漢として突き出したのではないかと、と疑う余地が残るような事案である。この点、弁護人が、『被害者が嘘をつく動機』は、田原（反対）意見がいうように、①示談金目的、②腹癒せ、③自己顕示、④愉快犯と、四つもの動機が容易に考えられるし、弁護士が主張したように、『遅刻の言い訳』の動機も考えられる。また、本件では、『生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思つた。』とあり、A（被害者）は、『頭越しに無理に網棚にかばんを載せられて不愉快になつた「腹癒せ」に痴漢被害を演じた』との動機も考えられる。」と指摘しており（庭山三八一（佐藤善博）、特に最後の指摘は、主任弁護士秋山賢三ほかの上告趣意等でも主張されているところ（刑集六三巻四号三七七参照）、説得的と思われる。なお、女性が「痴漢被害」の前にそのような不愉快な思いをしたこと自体は、同女が公言し判決文にも出ているものの、不愉快にさせたという「無理やり」の詳細は語られていない憾みがあるが、秋山氏の上告趣意補充によると、「被告人が衰弱した体で、満員電車の中で、網棚に荷物を上げようとしたときに、上手に上げられずに邪魔をしたことについて、本件で被害者とされている女子高生が立腹し、あることないこと、それこそ虚言の限りを弄して、被告人を痴漢犯人に仕立て上げた、というのが本件の筋書き、真相である」という（刑集六三巻四号四二六参照）。また、本判決は「犯人性よりも事件性（証言の虚偽性）を問題視する明快な判決であつた」と評されており（秋山・迫る二九九。なお、原田八七）、これも同方向と思われる。なお、一審判決は、「被告人と女性は、当日、同じ電車に乗り合わせただけの関係に過ぎないから、被告人がやや強引に鞆を網棚に上げ

たことについて不快感を有していたとしても、同人が、ことさら被告人を痴漢に仕立て上げる理由はない。」とするが、「先ず結論ありき」の感があるし、そのような不快感を抱いた以上、「同じ電車に乗り合わせただけの関係に過ぎない」という常套句は不適切だろう。

反対意見（田原陸夫・堀籠幸男）は、トラブルの腹いせなど「Aが殊更虚偽の被害事実を申し立てる動機をうかがわせるような事情（ないし証拠）は、記録を精査検討してみても全く存しない」などと強調さしている。しかし、本判決が特に問題視する、（一）Aが述べる痴漢は相当に執拗かつ強度なのに、Aは積極的な回避行動に出していないこと（加えて、向ヶ丘遊園駅を出てから、登戸駅に着く前に既に「スカートの上から体を触られた後、スカートの中に手を入れられ、下着の上から陰部を触られた」というのだが、停車駅であるその登戸駅でも車両・乗車ドアを替えてもいない。これらは、「痴漢被害」の実在性を疑わせよう）、（二）そのことと積極的な糾弾行為とは必ずしもそぐわないように思われること（これは、糾弾の動機が「痴漢」以外にある可能性を窺わせよう）、また、（三）Aが、成城学園前駅で一旦下車しながら、再び被告人の傍に乘車しているのは不自然であること（これ又、「痴漢被害」の不存在と、それとは無関係な糾弾の意図も疑わせよう）、の三点に加え、「生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。」と述べられているし（被害者の憤懣は、このことに向けられているように推測し得る）、被告人が実際に痴漢を働いたとみ得るような物証も状況証拠も何ら存せず、むしろ、証拠は（後記ウのように）無実を示唆している（こと本件に関する限り、両裁判官には同調し得ない）。

また、「感情的衝突」と腹癒せの可能性は、冤罪回避のための一つの要注意点のように思われるが（本稿二一参照）、それが、本判決指摘の被害供述の信用性を疑わせ得る三点にも関係していよう。成城学園前での行動について

言え、Aは、「成城学園前に着いてドアが開き、駅のホーム上に押し出された。被告人がまだいたらドアを替えようと思ったが、被告人を見失って迷っているうち、ドアが閉まりそうになったので、再び、同じドアから乗った。乗る直前に、被告人がいるのに気付いたが、後ろから押し込まれる感じで、また被告人と向かい合う状態になった。」と幾重にも苦しい説明をしている。しかし、「本判決は、このような説明は不自然とみられる」（家令一三五）。荒木伸怡氏の指摘（刑弁五九号八二）のように、被害者は被告人の鞆のことには当然関心があり、被告人がその鞆を成城学園前駅まで降ろしてはいないことを認識していたものと推測されるし、同じ所に戻れば同様の被害に遭いかねない（戻らなければ、逆である）ことは当然分かることである。別のドアから入ることは、乗り切れなくなるリスクも少しは冒すとしても、そのリスクはさほど大きくはなからうし、遅刻のデメリットも被害継続に比べれば大ではなからう。そして、被告人が網棚の荷物を下ろし手にしている様子が（事実には反するが）確認できたとか、また、彼が自分の意思で下車し去ったと安心できたとかは、そもそもA自身主張していないし、また、直ちに自分と向かい合う状態になったほど直ぐ近くにいた人物を直前まで見失ってもいたというのも、甚だ疑問に思われる。それに、成城学園前駅に着くまでも、スカートの上から、パンティの上から、更にはパンティの中に手を入れられて直接、陰部を触られた（それほど衝撃的な痴漢被害を既に受けた）、と言うのだから、同駅でホームに押し出された機会に、すぐ別のドアの方へ移動・回避しようと考えるのが当然・普通で、そうすれば乗り切れなくなる（そのため遅刻する）恐れも格別なかつた筈であり（A自身、被告人がまだいたら、という不自然な条件を付けてだが、「ドアを替えようと思った」と述べている）、そうせず、また元のドアから車内に戻ったのは、不可解に近く、痴漢被害は実在しなかつた（むしろ、自分の頭越しに網棚に荷物を上げ謝りもしなかつた被告人をやっつけるため傍に戻ろうとした）のではないか、とも思われよう。

また、そのような鞆を巡るトラブルと「痴漢」という、それぞれ珍しいことが共に、かつ、たまたま全く無関係に、しかも、その順序で、加えて、(生田を発車して直ぐのトラブルと、直ぐ近くの次駅向ヶ丘遊園を出てから始まったという「痴漢」という具合に) 殆ど引き続いて(被告人の供述では、「網棚に鞆を置いたのは、登戸を出て成城学園前に着くまでの間」というが、だとすれば、起訴された「痴漢行為」とは、尚更引き続き、かつ一層近接)、発生する確率は相当低いのではなからうか? 加えて、鞆を網棚に載せるため多かれ少なかれ一種迷惑を掛けたかも分からない辺りの女子に痴漢を働くということも、一般には極めて考えにくからう。

人によつては(未熟な女子など)、トラブル・迷惑の腹いせに、「我慢ならないヤツ、迷惑男」といった感覚で相手を「痴漢」呼ばわりし、打撃を与えることも充分想定し得るのだ。かつて、某元高裁長官から、不良女子(具体的には、女子高生)達に痴漢と言いがかりを付けられないよう大いに用心している、旨何ったのも思い起こされる。

ウ 被害者の主張の更なる問題

成城学園前駅を出てからも受けたと称する痴漢被害についても、「今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを……触られた。……その後、その犯人は、パンティの右のわきから……手を入れ、指で陰部を触り、さらに、その手を抜いて、今度は、パンティの上の方から手を入れ、陰部を触ってきた。」と言うのだが、大きな身動きはできないほど混雑していたことは自認しているところであり、そんな中で、そうした全くの自由自在も思わせるような痴漢行為が果たして、空想や出任せでなく、実際に体験されたのか(また、僅か数分のうちに三つもの別行為があったのか)、相当疑わしい。実際にスカートの中に手を入れるためには、「脚を曲げ、肩を下げ、体を前後左右に傾けるなど

するほか、両脚を少し広げる」(原判決)といった(実現性の疑わしい)方法で指先の位置を大分(九センチほど)下げる必要があるが、目立つ等の危険を伴うし、一旦パンティの中に手を入れ陰部を触ることができたのなら、そのまま触っていれば良さそうなものだが、一度その手をわざわざ抜いて、もう一度パンティの中に別のところから手を入れて改めて陰部を触った、というのは(焦つての創作的説明のようで、それ自体、現実味が薄いし)、「肘が……折れ曲がり、混雑した電車内では、周囲の乗客に当たって邪魔になり、甚だ不自然」等の問題がある旨、弁護人らの上告趣意中(刑集六三卷四号三九六、四〇一、四〇九)で指摘されている(周囲の人にも不審に思われよう)。

緘維鑑定は、クロでなかったのは勿論、むしろシロ示唆的であり、DNA鑑定もシロだった可能性が高そうなのも(本稿(三)一九一参照)、特に重要な事実だろうし(荒木・刑弁五九号八一、八二、木谷・基本三〇、福井厚『法と心理』一七卷一、号六八参照)。なお、刑集六三卷四号三七八―三九四、四二七―四三二の上告趣意、同補充が詳細・有益、被告人は当時既に六〇歳にもなるのに前科・前歴も見当たらず、痴漢性向は考え難いし、少なくとも性欲旺盛とは考え難い年齢のうえ、教授に昇進したばかりで二日後には教授会での所信表明も予定されていたから、その所信表明のことで頭が一杯で、痴漢への関心などは尚更生じ難かつたであろうことも併せ考えると、午前八時頃という朝から、抑えられないほどの、しかも強烈な痴漢衝動に駆られるとは、考えられまい¹⁵⁾。

原判決は、それでも犯行「も考えられる」とするが、蓋然性ありとでもいうのか(そんな根拠はなからう)。「被害者」の主張は、観念的な余地でもある限り盲信する、に近いのではないか)。なお、被告人は、電車が下北沢駅に着く直前、ネクタイを掴まれ、「電車降りましょう。」と声を掛けられた際、声を荒げて、「何ですか。」などと言い、女性が「あなた今痴漢をしたでしょう。」(この表現は、女性主張の、向ヶ丘遊園を出たところで既に痴漢被害に遭い、登戸・成城学園前を経て

下北沢に着く直前まで、断続的にせよ長々と続いたと称する痴漢と余り整合的でない感を否めないが。」と応じると、女性を離そうとして、その左肩を手で押すなどした、と認定されているが（刑集六三卷四号三三三等）、これも、被告人の無実を示唆するように思われる。教員をしているような人間は、そう心臓が強くなく、むしろ神経が繊細で、良心も抱えているのが普通だから、本当に派手に痴漢を働いていて、思いがけず逆襲され、捕まえられたのなら、すっかり動揺し、しどろもどろになりそうなものだ。

エ 反対意見の更なる問題性

反対意見は、無辜不処罰確保という最高裁の貴重な歴史の実績（斎藤・松川三九〇参照、冤罪防止の最後の砦という極めて重大な任務、刑事裁判における「疑わしきは（合理的な疑いが残る限りは）被告人の利益に」の鉄則、任務遂行の十分な可能性（最高裁裁判官の資質・幅広さ、概して有能で時間的余裕にも比較的恵まれ、時には使命感も感じさせる最高裁調査官による下準備〔なお、木谷明『無罪』を見抜く』一三四、一四七、二二二等。冷水、渡部保夫『竹澤古稀』四七五、五〇〇）、市民からの熱い期待（「まだ、最高裁があるんだ!」）に、そぐわない嫌いがあると思われる。

なお、田原反対意見は、女性が、満員で積極的な回避行動を執ることができず、また痴漢と発言して周囲から注目されるのが嫌だった旨、述べていることも（原判決と共に）援用するが、女性は、登戸駅で別の車両・ドアの方に移動することもできたのに移動していないし、成城学園前駅でも、上記のように、折角ホームに押し出され下車したのに、やはり移動しておらず、また、同じく満員の下北沢駅到着前の車中でも被告人のネクタイを掴んで、「電車降りましょう。」と声を掛け、ホームにいた駅長に対し、被告人を指さし、「この人痴漢です。」と訴えており、周囲から

の注目も物ともしていかないのだから、説得力に乏しい。

付言すると、裁判長を務めた、弁護士会出身の同裁判官の反対意見が、「被告人は……助教授から教授に昇任したばかりで……二日後には、就任後初の教授会が開かれ、その時に被告人は所信表明を行うことが予定されていたことなど、本件事件の犯人性と相反すると認められ得る事実も明らかになっている。」とか、「被告人の警察での取調べ段階でDNA鑑定が問題となっていたことが窺われるところ、その点は公判では殆ど問題とされていない。」とか折角鋭く指摘しながら、女子の前記弁解的説明の「信用性について、『いささか不自然な点があるといえるものの……不合理的とまではいえない』とした原判決の認定に、更に、著しい論理法則違背や経験則違背を見出すことはできない」などと（後記オiv（一）の問題に加え）無罪判断へのハードルを妙に嵩上げしつつ（太字化は二つとも斎藤）、上告棄却を主張したのは、残念というほかない。

また、堀籠反対意見は、「被告人の供述については、その信用性に疑いを容れる次のような事実がある。（一）被告人は、検察官の取調べに対し、下北沢駅では電車に戻ろうとしたことはない」と供述しておきながら、同じ日の取調べ中に、急に思い出したなどと言って、電車に戻ろうとしたことを認めるに至っている。これは、下北沢駅ではプラットフォームの状況についてビデオ録画がされていることから、被告人が自己の供述に反する客観的証拠の存在を察知して供述を変遷させたものと考えられるのであり、こうした供述状況は、確たる証拠がない限り被告人は不利益な事実を認めないことをうかがわせるのである。（二）次に、被告人は、電車内の自分の近くにいた人については、よく記憶し、具体的に供述しているのであるが、被害者Aのことについては、ほとんど記憶がないと供述しているのであって、被告人の供述には不自然さが残るといわざるを得ない。（三）多数意見は、被告人の供述の信用性について、何

ら触れていないが、以上によれば、被告人の供述の信用性には疑問があるといわざるを得ない。」と主張しているが、(二)は実質なる繰り返しに過ぎないし、(一)の点については、荒木弁護士が「しかし、鞆を網棚に残したままに下車してしまうわけには行かないのであるから、痴漢の疑いをかけられて下車させられそうな被告人として、たとえ無意識であれ、いったん車内に戻ろうとするのは当然の行動である。この点をまったく見落としている」と指摘している(刑弁五九号八二)。戻ろうとしたことが何故「不利益な事実」だと主張するのも、理解しにくい。また、勘違いなどは人間には誰しも(まして、平静でない時には尚更)有り勝ちなことである。(二)も、一審判決に引用されている被告人の(別に怪しむべきところはなさそうな)供述⁽¹⁶⁾からすれば、また、特に、男は普通(特段の事情でもない限り)他の乗客女性まして一七歳ほどの女子をジロジロ見たりするものではない(被告人のような類のいわば上品な男性であれば、尚更である)ことからして、理由があるとは思われない。

オ 本件の骨子と重要部分の紹介

i 本件における公訴事実(検察官主張の犯罪事実)、明らかな事実、および、一・二審の判断

一 公訴事実は、次のようである。

「被告人は、平成一八年四月一八日午前七時五六分ころから午前八時三分ころまでの間、世田谷区内の小田急電鉄成城学園前駅から下北沢駅に至るまでの間を走行中の電車内において、乗客である当時一七歳の女性Aに対し、パンティの中に左手を差し入れその陰部を手指で弄ぶなどし、もって強いてわいせつな行為をした」。

二 関係証拠によれば、次の事実が明らかである。

(一) 被告人は、通勤のため、本件当日の午前七時三四分ころ、小田急線鶴川駅から、綾瀬行き準急の前から五両目の車両に、Aは、通学のため、同日午前七時四四分ころ、読売ランド前駅から、同車両に乗った。被告人とAは、遅くとも、本件電車が同日午前七時五六分ころ成城学園前駅を発車して間もなくしてから、満員の上記車両の、進行方向に向かって左側の前から二番目のドア付近に、互いの左半身付近が接するような体勢で、向かい合うような形で立っていた。

(二) Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛けた。
(中略)

(三) Aが乗車してから、被告人らが降車した下北沢駅までの本件電車の停車駅は、順に、読売ランド前、生田、向ヶ丘遊園、登戸、成城学園前、下北沢である。

三 Aは、第一審公判及び検察官調書(同意採用部分)において、要旨、次のように供述している(「被害」に関する下記【イ】【ロ】【ハ】の部分は、冒頭のアの最初の【斎藤注】中で既に引用したので、ここでは割愛)。「読売ランド前から乗車した後、左側ドア付近に立っていると、生田を発車してすぐに、私と向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。その後、私と被告人は、お互いの左半身がくっつくような感じで立っていた。向ヶ丘遊園を出てから痴漢に遭い、【イ】触られている感覚から、犯人は正面にいる被告人と思ったが、されている行為を見るのが嫌だったので、目で見て確認はしなかった。成城学園前に着いてドアが開き、(中略)「幾重にも苦しい説明」として、前掲イの第三段落内で引用済み。)私が、少し

でも避けようと思つて体の向きを変えたため、私の左肩が被告人の体の中心にくっつくような形になった。成城学園前を出ると、今度は、【ロ】私は、いったん電車の外に出たのにまたするなんて許せない、捕まえたり、警察に行つたときに説明できるようにするため、しっかりと見ておかなければいけないと思ひ、その状況を確認した。すると、スカートの上そが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき（この辺りの「しっかりと見て確認した」旨の主張については、前掲アの冒頭でふれた）、被告人の左手で触られていることが分かつた。その後、被告人は、【ハ】その間、再び、お互いの左半身がくっつくような感じになっていた。私が、下北沢に着く直前、被告人のネクタイをつかんだのと同じころ、被告人は、私の体を触るのを止めた。」

四 第一審判決は、Aの供述内容は、当時の心情も交えた具体的、迫真的なもので、その内容自体に不自然、不合理な点はなく、Aは、意識的に当時の状況を観察、把握していたというのであり、犯行内容や犯行確認状況について、勘違いや記憶の混乱等が起こることも考えにくいなどとして、被害状況及び犯人確認状況に関するAの上記供述は信用できると判示し、原判決もこれを是認している【斎藤による補足…一審判決は、被害者を全くすつかり信じ込み、被害者が「痴漢行為に遭つたことに疑問の余地はない」、「被告人が本件犯行を行ったことは優に認められ」る、等と断定的で、二審・原判決も、被害「女性の原審供述は詳細かつ具体的であり、疑問を差し挟む余地はない」、「女性の受けたわいせつな行為が可能な者は……被告人以外にあり得ない」等と、これまた断定的だ】。

ii 二人の裁判官（堀籠・田原）による一・二審判決支持の有罪意見（反対意見【他の部分で度々取り上げられていることもあり、紙幅の制約上、割愛させて頂く（なんなら、裁判所HP・判例集で参照可能）】）

iii 二人の裁判官（那須・近藤）による補足（無罪とする多数意見を補足する）意見……これらの補足意見は極めて適切なものと評されているが（秋山・迫る二九九等）、斎藤も同感である（ただし、「被告人が冤罪を主張するものや、これを補強する客観的証拠に乏しい」という証拠状況」とされる点には、本稿(三)一九一で詳論したように織維鑑定・DNA鑑定との関係で異論がある。なお、本稿(二)二七で紹介した今村核氏の指摘も参照）。

(一) 裁判官那須弘平の補足意見は、次のとおりである。

「一 冤罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるものであり、これを防止することは刑事裁判における最重要課題の一つである。(中略)

二 痴漢事件について冤罪が争われている場合に、被害者とされる女性の公判での供述内容について「詳細かつ具体的」、「迫真的」、「不自然・不合理な点がない」などという一般的・抽象的な理由により信用性を肯定して有罪の根拠とする例は、公表された痴漢事件関係判決例をみただけでも少なくなく、非公表のものを含めれば相当数に上ることが推測できる。しかし、被害者女性の供述がそのようなものであっても、他にその供述を補強する証拠がない場合について有罪の判断をすることは、「合理的な疑いを超えた証明」に関する基準の理論との関係で、慎重な検討が必要であると考える。その理由は以下のとおりである。

ア (前略) 普通の能力を有する者（例えば十代後半の女性等）がその気になれば、その内容が真実である場合と、虚偽、錯覚ないし誇張等を含む場合であるとかかわらず、法廷において「具体的に詳細」な体裁を具えた供述をすることはさほど困難でもない。その反面、弁護人が反対尋問で供述の矛盾を突き虚偽を暴き出すことも、裁判官が「詳細かつ具体的」、「迫真的」あるいは「不自然・不合理な点がない」などという一般的・抽象的な指標を用いて供述の

中から虚偽、錯覚ないし誇張の存否を嗅ぎ分けることも、けっして容易なことではない。本件のような類型の痴漢犯罪被害者の公判における供述には、元々、事実誤認を生じさせる要素が少なからず潜んでいるのである。

イ 被害者が公判で供述する場合（中略）、検察官の要請により事前に面接して尋問の内容及び方法等について詳細な打ち合わせをすることは、広く行われている。痴漢犯罪について虚偽の被害申出をしたことが明らかになれば、刑事及び民事上の責任を追及されることにもなるのであるから（刑法一七二条、軽犯罪法一条一六号、民法七〇九条）、被害者とされる女性が公判で被害事実を自ら覆す供述をすることはない。検察官としても、被害者の供述が犯行の存在を証明し公判を維持するための頼りの綱であるから、捜査段階での供述調書等の資料に添った矛盾のない供述が得られるように被害者との入念な打ち合わせに努める。この検察官の打ち合わせ作業自体は、法令の規定（刑事訴訟規則一九一条の三）に添った当然のものであって、何ら非難されるべき事柄ではないが、反面で、このような作業が念入りに行われれば行われるほど、公判での供述は外見上「詳細かつ具体的」、「逼真的」で、「不自然・不合理な点がない」ものとなるのも自然の成り行きである。これを裏返して言えば、公判での被害者の供述がそのようなものであるからといって、それだけで被害者の主張が正しいと即断することには危険が伴い、そこに事実誤認の余地が生じることになる。

ウ 満員電車内の痴漢事件については上記のような特別の事情があるから、冤罪が真摯に争われている場合については、たとえ被害者女性の供述が「詳細かつ具体的」、「逼真的」で、弁護人の反対尋問を経てなお「不自然・不合理な点がない」かのように見えるときであっても、供述を補強する証拠ないし間接事実の存否に特別な注意を払う必要がある。その上で、補強する証拠等が存在しないにもかかわらず裁判官が有罪の判断に踏み切るについて

は、「合理的な疑いを超えた証明」の視点から問題がないかどうか、格別に厳しい点検を欠かせない。

三 以上検討したところを踏まえてAの供述を見るに、一審及び原審の各判決が示すような「詳細かつ具体的」等の一般的・抽象的性質は具えているものの、これを超えて特別に信用性を強める方向の内容を含まず、他にこれといった補強する証拠等もないことから、上記二に挙げた事実誤認の危険が潜む典型的な被害者供述であると認められる。

これに加えて、本件では、判決理由第二の五に指摘するとおり被害者の供述の信用性に積極的に疑いをいれるべき事実が複数存在する。その疑いは単なる直感による「疑わしさ」の表明（「なんとなく変だ」「おかしい」の域にとどまらず、論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられたものでもある。Aの供述はその信用性において一定の疑いを生じる余地を残したものであり、被告人が有罪であることに對する「合理的な疑い」を生じさせるものであるといわざるを得ないのである。

したがって、本件では被告人が犯罪を犯していないとまでは断定できないが、逆に被告人を有罪とすることについても「合理的な疑い」が残るといふ、いわばグレーゾーンの証拠状況にあると判断せざるを得ない。その意味で、本件では未だ「合理的な疑いを超えた証明」がなされておらず、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を適用して、無罪の判断をすべきであると考ええる。

四（前略）各反対意見の見解は（中略）傾聴に値するものであり、一定の説得力ももっていると考える。しかしながら、（中略）Aの供述の信用性にはなお疑いをいれる余地があるとする見方も成り立ち得るのであって、こちらもそれなりに合理性をもつと評価されてよいと信じる。

合議体による裁判の評議においては、(中略)個人の裁判官における有罪の心証形成の場合と同様に、「合理的な疑いを超えた証明」の基準(及び「疑わしきは被告人の利益に」の原則)に十分配慮する必要がある、少なくとも本件のように合議体における複数の裁判官がAの供述の信用性に疑いをもち、しかもその疑いが単なる直感や感想を超えて論理的に筋の通った明確な言葉によって表示されている場合には、有罪に必要な「合理的な疑いを超えた証明」はなおなされていないものとして処理されることが望ましいと考える(これは、「疑わしきは被告人の利益に」の原則にも適合する)。

なお、当審における事実誤認の主張に関する審査につき、当審が法律審であることを原則としていることから「原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである」とする基本的立場に立つことは、堀籠裁判官指摘のとおりである。しかし、少なくとも有罪判決を破棄自判して無罪とする場合については、冤罪防止の理念を实效あらしめるといふ観点から、文献等に例示される典型的な論理則や経験則に限ることなく、我々が社会生活の中で体得する広い意味での経験則ないし一般的なものの方も見方も「論理則、経験則等」に含まれると解するのが相当である。多数意見はこのような理解の上に立って、Aの供述の信用性を判断し、その上で「合理的な疑いを超えた証明」の基準に照らし、なお「合理的な疑いが残る」として無罪の判断を示しているのであるから、この点について上記基本的立場から見てもなんら問題がないことは明らかである。」

(二) 裁判官近藤崇晴の補足意見は、次のとおりである。

「私は、被告人を無罪とする多数意見に与するものであり、また、多数意見の立場を敷衍する那須裁判官の補足意見に共鳴するものであるが、なお若干の補足をおきたい。

「本件（中略）においては、「被害者」の供述と被告人の供述とがいわば水掛け論になっているのであり、それぞれの供述内容をその他の証拠関係に照らして十分に検討してみてもそれぞれに疑いが残り、結局真偽不明であると考えられるほかないのであれば、公訴事實は証明されていないことになる。言い換えるならば、本件公訴事實が証明されているかどうかは、Aの供述が信用できるかどうかにかんしてすべてが係っていると言うことができる。このような場合、一般的に、被害者とされる女性の供述内容が虚偽である、あるいは、勘違いや記憶違いによるものであるとしても、これが真実に反すると断定することは著しく困難なのであるから、「被害者」の供述内容が「詳細かつ具体的」、「迫真的」で「不自然・不合理な点がない」といった表面的な理由だけで、その信用性をたやすく肯定することには大きな危険が伴う。この点、那須裁判官の補足意見が指摘しておりである。また、「被害者」の供述するところはたやすくこれを信用し、被告人の供述するところは頭から疑ってかかるというようなことがないよう、厳に自戒する必要がある。⁽¹⁷⁾

本件においては、多数意見が指摘するように、Aの供述には幾つかの疑問点があり、その反面、被告人にこの種の犯行（公訴事実のとおりであれば、痴漢の中でもかなり悪質な部類に属する。）を行う性向・性癖があることをうかがわせるような事情は記録上見当たらないのであって、これらの諸点を総合勘案するならば、Aの供述の信用性には合理的な疑いをいれる余地があるべきである。（後略）

上告裁判所は、事後審査によつて、「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある」（刑訴法四二一条三号）かどうかを判断するのであるが、言うまでもなく、そのことは、公訴事實の真偽が不明である場合には原判決の事実認定を維持すべきであるということの意味するものではない。上告裁判所は、原判決の事実認定の可否を検討すべきであ

ると考える場合には、記録を検討して自らの事実認定を脳裡に描きながら、原判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかを検討するという思考操作をせざるを得ない。その結果、原判決の事実認定に合理的な疑いが残ると判断するのであれば、原判決には「事実の誤認」があることになり、それが「判決に影響を及ぼすべき重大な」ものであつて、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるとき」は、原判決を破棄することができるのである。殊に、原判決が有罪判決であつて、その有罪とした根拠である事実認定に合理的な疑いが残るのであれば、原判決を破棄することは、最終審たる最高裁判所の職責とするところであつて、事後審制であることを理由にあたかも立証責任を転換したかのごとき結論を採ることは許されないと信ずるものである。」

iv 多数意見（藤田宙靖・那須・近藤）の結論的骨子とコメント

(一) 事実誤認の審査 本判決（多数意見）は、まず、「当審における事実誤認の主張に関する審査は、当審が法律審であることを原則として行うことにかんがみ、原判決の認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである」とする。原判決の認定が本件のように有罪認定の場合にもこのように——上告審（最高裁）での——審査を一見するとやや限定的のように考えるべきかは問題だが、上掲の那須・近藤補足意見（各末段）および両補足意見を含み支持する（と解される）多数意見が特別に注意に値する。

これは、「控訴審による審査との関係における一審裁判とくに裁判員裁判（事実認定）の原則的尊重の要請と同（一審）裁判が有罪判決か無罪判決かによる差異の有無」という（より多く論じられる）重要問題（関連文献については、前

藤・東電注(5)参照)にも関係し、基本的に共通する(ただ、岩瀬徹「裁判員制度の下における上訴審のあり方」木谷明編『裁判所は何を判断するか』二二七、二三四も参照)。

特色あり特別な注意が必要な、本判決における上掲多数意見が、最一判平二四・二・一三(刑集六六・四・四八二)およびそれ以降の関連最高裁諸判例(有益な村瀬均「控訴審における事実誤認の審査」刑事訴訟法判例百選第一〇版二二八参照)にどれほど影響を残しているのかは定かではないが(しかし、中川孝博・刑弁七一号一三〇、一三二、一三三とそれぞれ補足意見(・反対意見)も付いた掲記の最判平二一・九・二五と三三・七・二五も参照)、多数意見の重み自体は決して否定できないし、「論理則、経験則等」概念についても「相対性」も必ずしも否定できない(本判決にも留意している例として、安廣文夫・平二六重判解(ジュリスト一四七九号)一九七、川上拓一編著『刑事手続法の理論と実務』四三四(笹野明義・安永武史)、原田二四、中川・上掲参照)。

ともあれ、一番の**有罪判決**に対し、控訴審が有罪認定には合理的な疑いが残るとしてこれを破棄する場合にも、「論理則・経験則等に照らし不合理である」ことを具体的に示すことが必要だとする学説もあるが(審査内容での区別は、川上編著・上掲四三二(笹野・安永。後掲の寺田補足意見を援用)、概して、(原判決が、一審判決は「論理則、経験則等に照らし不合理である」としたのに対し、そのことを十分に示したものは評価し得ないとして、破棄し差し戻した)最判平二六・三・二〇等を(やや我田引水的に)援用するのみで、あるいは加えて、それを具体的に示すことは、そのような場合には「できる」筈だとするのみで(しかも、基本的に共通であるべき本件などに必ずしも妥当しない。外塚果林・刑弁一〇三号一三三参照。なお、村瀬・上掲二二九(通常)、植村立郎(小林充ら編)『刑事実認定重要判決五〇選』下(二版)三九八、「必要だ」とする実質的根拠は示していない嫌いがある。他方、その場合には、合理的疑いの指摘で足り、経験則等違反の

指摘までには必要ない（逆転「無罪」の方は、その指摘の必要性により限定されるべきではない）との説も有力である（なお、安廣・時代に収録の諸稿その他につき、アマゾン上の同書の「森の読書人」によるレビュー（一）第三段落参照）。後説が妥当と思われる（たとえば、木谷四〇、特に九六、後藤昭・刑法雑誌五四卷三号九、外塚・上掲一〇八。更に、本件の補足意見・多数意見、原田二五、高田昭正『刑事法辞典（信山社）』三三八のほか、最決平二五・四・一六（川上拓一・重判解一九六）末尾の寺田逸郎裁判官の補足意見および安廣・上掲一九七参照。なお、東京高裁部総括研究会・判タ一二九六号九）。

控訴審での審査を例に言えば、控訴審が、説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的な疑いが残るとする限り、一審の有罪認定を否定するのに既に十分な筈であって、経験則等違反の指摘は不可欠ではない。

【更には、双方、すなわち、合理的疑い「なし」とした一審、「あり」と考える控訴審が、共に一理あると考えられる場合（微妙・判断困難な「幅」につき、村瀬昭『植村退官記念』一卷三五五参照）——たとえば、控訴審としても、一審認定に（「合理的な疑いが残る」のほか、その立場上自然なことに「必要とされる慎重さを欠く」とも指摘するとしても、一理は認めざるを得ず）経験則等違反までは指摘し得ない場合——も、まさしく、（事後審性徹底の法律的要請よりも一段高い憲法レベルの）人権尊重・適正手続（憲法三二一条等）の趣旨からして、疑問を残しての有罪認定の許されないことは明らかであって、「合理的疑いは残る」（結果的に、一審認定は不適切だったことに帰する）、従って、逆転無罪は正当とすべきだと思われる（これは、本件といわばパラレルな場合）。

加えて、控訴審から見ても明らかに不合理な場合——あるいは更に、これも概念の「相対性」ということなのか、一審に経験則等違反があるかのように説示されてもいる場合——の中にも、経験則等違反があるとまでは実は言い難い場合があり得ることは、破棄する一審認定が無罪でも有罪でも必要な指摘に差異はない（一般に、いずれの破棄に

においても、経験則等違反の指摘は必要だ」とする学説中でも認められている（とくに、川出敏裕「控訴審の審査」論究ジュリスト三一号一一九）。しかし、そのような場合でも破棄を認める限り、論理の徹底を欠き論理の信憑性を疑わせるようにも思われる。もつとも、そこを弁明して曰く、「事案の個性性が強く、定式化された経験則を抽出することが困難な場合には、控訴審による事実誤認の判断の実態は、第一審による証拠の信用性の評価や証拠の総合判断が、控訴審から見て明らかに不合理であると判断される場合に、それを経験則等に違反するとしているものといつて良いであろう。」そして、最判平二四・二一・一三の趣旨は、「控訴審が、第一審判決のいかなる点か、どのように不合理であると判断したのかを明確に示す必要があるという点にあるとすれば、その場合に、定式化された経験則を示すことは不可欠ではないから、こうした判断も十分に正当化できると思われ」、「問題は、どのような場合に、第一審の事実認定が明らかに不合理」かだが、経験則等違反（たとえば、重要な客観的証拠・事実関係の見落としやそれらとの矛盾といった典型例）と同程度に不合理であると評価できるものであれば良いことになろう（以上、川出・上掲二二〇）、というのも（途中で理由とされている「趣旨」中の「どのようには、不合理の程度も問題としているものか）、一つの理解ではある。ただ、そうすると、一審の有罪認定に対して「説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的疑いが残るとする」のも、それ自体、同程度の不合理の具体的指摘たり得る（その場合、更に事案の個性性の強弱で峻別する緊要性は疑わしい）ことにならないだろうか（安廣・上掲一九八参照）。

別に、経験則等が（具体的に）何を指すか必ずしも明確ではない旨の指摘（岩瀬・上掲二二五、安廣・上掲一九七、植村・上掲三九八、中川孝博「供述をめぐる問題」三等参照。なお、多様性等につき、村瀬・上掲二二九（意味合い・程度）、二三一、川上編著・上掲四三〇〔笹野・安水〕に重みがあろう。そうすると、何を指すか必ずしも明確ではない「経験則等」

の違反があるとの（十分な）指摘ないし説示が困難・厄介な（あるいは、そこで、十分には又は全然説示しない）場合も考えると、「控訴審が、説得力のある具体的・明確な理由を示して、合理的疑いが残るとすれば、一審の有罪認定を否定するに十分で、経験則等違反の指摘は不可欠でない。」とみる立場の妥当性・実性が、一層明らかと思われる（なお、一審の無罪判決を破棄する場合には別個の検討¹⁸が必要と考える）。

ただ、一審の有罪判決を破棄する場合でも、時には、経験則等違反の指摘が「可能かつ分かりやすく」（上掲寺田補足意見参照）「有益」であり得るが、無論それは別論である。

（二）結論　本判決は「第三　結論　以上のとおり、被告人に強制わいせつ罪の成立を認めた第一審判決及びこれを維持した原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。（中略）本件公訴事実については犯罪の証明が十分でないとして、被告人に対し無罪の言渡しをすべきである。」と結論づけている（刑訴法四二一条三号などを援用）。

本判決（多数意見）は、真に説得的で、被告人が無罪とされたのは、至極当然というべきである。荒木伸怡・刑弁五九号八〇も、「最高裁判所は、人権擁護の最後の砦であるべきである。……冤罪・誤判は国家権力による人身の自由の侵害の最たるものである。……直接主義・口頭主義の下での事実認定であっても、誤りはありうる。そして、その誤りを正す義務があることを、刑訴法四二一条三号は規定しているのである。」とするが、それを読んで、小生は、八海事件第三次上告審判決（刑訴法四二一条三号により阿藤ら四人の無罪を確定させた奥野判決）を得て、田中耕太郎ら旧来の無責任流に対し勝どきを上げた正木二四一を想起したことだった（なお、「直接主義・口頭主義が訴訟の基本」と称し

て広津和郎の松川裁判批判を抑えつけようとした〔ただし、別に評価される碩学としての面も持った〕青柳文雄氏の主張に關し、齋藤・松川三八九。

それにしても、本件のような証拠状況の下で、一・二審が有罪とし（ただ、秋山・無罪三八によると、二審の裁判長は少数・反対意見だったのかも知れないが）、最高裁の二裁判官まで有罪視し、かつ、一年一〇カ月もの実刑が相当だとしているのは、寒心に堪えず、運良く（なお、木谷と渡部・上〔エの第一段落〕掲。弁護の重みもあろう）、最高裁では逆転無罪となったものの、三対二の際どい多数決であるところと共に、深刻な問題性と根の深さが窺われよう。

なお、論拠として挙げられたような諸事実までは揃っていない場合はどうか。痴漢事件一般を考える場合には、むしろ、これこそが問題のようにも思われる。たとえば、被害者の行為に上掲不自然な三点（及び、動機に関する疑惑につながるトラブル）がなく、被告人がまだ若くもあり、更には、痴漢の前科・前歴も残っていない（なお、千葉地判令二・三・三〔無罪〕に關する、虫本良和・刑弁一〇三号二二六）、捜査段階で一旦は自白しているが、繊維鑑定・DNA鑑定のいずれによる痴漢行為の裏付けも欠ける、といった場合はどうであろうか。虚偽自白は何ら稀でなく、まして、痴漢事件では、無実でも、身柄拘束とくに勾留による失職等の危険を恐れ、穏便・寛大な処理を願って、便宜上自白することは大いに有り勝ちである。まだ若く痴漢の前科・前歴が残っていたとして、そのような便宜的な虚偽自白による可能性は、否定し切れないことも多からうし、有罪の確証があつた場合でも、反省等して今回は無実の可能性も残るのであり、同種の前科・前歴にも依拠しての事実認定には、それ自体、大きな危険と限界もある（家令一三四、一三六のほか、最判平二四・九・七、関連して、最決平二五・二・二〇〔堀江慎司・重判解一九四〕に加え、安廣・時代二二三〔野口佳子〕、加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい 刑事訴訟法』第二版一三四〔阪井光平〕、椎橋隆幸ほか『ポイントレクチャー

刑事訴訟法」三三四〔加藤克佳〕、稗田雅洋・法学教室四七〇号二五など参照)。結局、緘維鑑定・DNA鑑定のいずれによる痴漢行為の裏付けも(犯人なら有りそうなものなのに)欠ける限りは、無罪とするのが、少なくとも基本的には(詳しくは、本稿三二八九〔Ⅱ第七款〕参照)、穏当ではなからうか(なお、木谷・基本三〇、荒木・弁護三三、原田九一参照)。

(13) 「対応の本文は、アの末段より少し前」 検察官は、起訴対象を成城学園前駅以降の行為に限定することで、被告人が犯人であるとの「確認」がAにできていない弱みのある部分を除くほか、問題視された不自然さが余り目立たないように計ったが(もっと言えば、そもそも、後年の宣言ではあるが極めて重要な「検察の理念」——検察庁のホームページ等に掲載。なお、斎藤・東電の注(3)、斎藤・研修三に説明等。——の三・四項参照)、慧眼の多数意見はそれには乗せられなかった観もある。

(14) 「対応の本文は、イの第一段落の冒頭付近」 「被害者」は、自分と「向かい合わせに立っていた被告人が、私の頭越しに、かばんを無理やり網棚に載せた。そこまで無理に上げる必要はないんじゃないかと思った。」というが、普通は、満員電車の中では、荷物を少し無理にでも床に置くと、他人や自分が躓いたり(転倒等の危険も否定できない)、踏まれたり等する恐れが強く、一時的には少し隣の人の負担になっても、網棚に載せる合理性は十分あろう。お互い様で、不当視はできない。

(15) 「対応の本文は、ウの第二段落の末尾」 弁護人らの上告趣意は、「被告人は、長年、女子高校の国語教師の職にあり、短歌の選者もつとめ、現在は防衛医科大学校教授の任にあり(起訴休職中)、(中略)六〇歳で身体的にも糖尿病で病弱で、本件のようなアグレッシブな痴漢行為をする動機も体力も乏しい状況にある。」としている【刑集六三卷四号三九八。更に、同四二五—四二六が詳しい。なお、同四三二—四三九は、国語・国文学担当教員である被告人本人の上告趣意で、痴漢、まして激しい性欲に動かされて荒々しく傍若無人に振る舞う痴漢、らしくない。「被害者証言」でも、真相露呈か、被告人は「白髪まじり」で「気の弱そうな目つき」の男だとか。なお、荒木友雄九九〔逆転無罪のキーポイントになった人物像〕。

(16) 「対応の本文は、エの末尾付近」 一審判決に引用されている被告人の(公判廷及び検察官調書の中での)供述「電車が成城学園前を出て、しばらくして、前に立っていた男性が、左の方に吊革を一つずれたので、少し前に出て、その男性がそれ

まで持っていた吊革を掴んだとき、体の左側に向かい合って立っている女性（被害者）に気付いた。それまで、その女性がどこにいたのかは分からない。私は、左手がその女性の胸に当たりそうになったので、左肩の方に回したりしたが、そのような姿勢も続けられず、途中で下に降ろした。そうしていたところ、電車が下北沢に到着してドアが開こうとしたところ、その女性にネクタイを掴まれた。私は、その女性に痴漢行為はしていない。」（刑集六三巻四号四四三）参照。

(17) 「対応の本文は、オの iii (二)「近藤裁判官の補足意見」の第二段落の末尾」 今村核・刑弁五九号八九は、「有罪判決の多くは、被告人供述を『弁解』と捉え、決して被害者供述と同等の重みを持つものとして扱ってこなかった。被害者の供述だけで心証を形成してきたとすらいいうる。私は、司法研修所の刑事裁判教官だったある方に『被害者の供述だけで一〇〇%の心証が取れば、被告人の弁解は余り検討しなくてよい』と言われ、驚愕したことがある。…今日、近藤補足意見により的確に批判された」と述べる。既に古く、ベッカーリアが有名な「犯罪と刑罰」（一七六四年）の中で、「もしも証人が一人しかおらず肯定し、被告人が否定したら、何も確かでなくなってしまう、無罪の推定を受けるべきこととなる」旨を説き、モンテスキューも（一七四八年）同様に複数証人の要請を述べ、拷問の廃止に奮戦したフォイエルバッハも「決して一人の証人のみに基づいて有罪を言い渡してはならぬ！」という要請は緊要視しているのも（福井厚「フォイエルバッハの刑事司法論（一）」京女法学一八号五八、七七、七八参照）、重い。被告人（やその家族等）の主張は、嘘でないことも多々あり得ようし、騙されるかとも思っても、きちんと公平な裁判をする気があるのなら、少なくとも一度は丁寧に耳を傾けてみるべきだ（原田二二、四一、木谷・基本一八、渡部四〇七・四一一等も参照）。有名な松川事件や八海事件でも、被告人や家族の主張に良く耳を傾け、詰めた調べ・検討を遂げていけば、誤った起訴や有罪判決は避けられたのではないかと思われる（斎藤・松川三五六、同・八海七八九、八〇〇等参照。さらに、「殺人教唆等の公訴事実につき被教唆者の供述の信用性を肯定しアリバイの成立を否定した原審の判断が支持し難いとして破棄された」波谷事件につき、渡部二三〇・四〇五・四一三のほか、安廣文夫・最判解昭五九年度二七八）。

(18) 「対応の本文は、オの iv (一)「事実誤認の審査」の末尾付近」では、他方、一番の無罪認定を破棄する場合には、それが明らかに（維持し難いほどに）「不合理である」とする具体的な理由を示せば足り得る（無罪認定破棄の場合に限らないが、川出・論究ジュリ三一号一二〇「事案の個性性が強く定式化された経験則を抽出することが困難な場合には」、および引用されている岩瀬『裁判所は何を判断するか』二一六、二二四（一般論）参照）であろうか。本件判例や後継の最決平二

四・二・二二（更に、一審無罪に対峙する控訴審についても、最判平二四・二・一三や最判平三〇・三・一九）とは全く異質の、控訴審の合理観に著しく反しさえすれば破棄し得るという理解は、どうかと思われる。冤罪回避（また、「合理的な疑い」を容れる有罪認定の回避の制度的担保）の根本的重要性——および（死刑・無期刑等の重大事件への）裁判員裁判導入の趣旨（川上『刑事手続法の理論と実務』二六四、二七六〔稗田雅洋〕も参照）の可及的尊重（東京高裁部総括研究会・判タ一二九六号五等参照）、また直接主義・口頭主義に基づく無罪裁判の可及的尊重の各望ましき——を重視するなら、厳密には、やはり、一審の無罪認定の破棄（合理的疑いの否定）はそれが、単に当該事案の捉え方・評価が分かれるにとどまらず、経験則等の「客観性・一般性のあるルール」（いわば既に一応確証済みと認められるルール）に反している場合にのみ許されるとするのがベターではなからうか。

序でながら、「量刑不当の審査」と「死刑事件における審査」については、岩瀬・上掲二一八のほか、川出・上掲二二〇参照。また、関連して、前田雅英「裁判員裁判と量刑」（安廣・時代二三二）と安廣・時代についてのアマゾン上の「森の読書人」によるレビューの（一）第二段落（裁判員裁判による死刑判決の東京高裁〔村瀬均裁判長〕による破棄の關係）も参照。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）